

新型コロナウイルス感染対策 学校施設等使用ガイドライン

令和3年2月9日（改正）
河津町教育委員会

令和3年2月15日より学校施設等（各学校グラウンド、体育館、中学校武道場、B & G体育館）の利用について、使用する団体等は以下の点に留意し使用するようお願いいたします。

1 利用の条件

施設利用者は、静岡県内に住所を有する者とする。

2 利用者が遵守すべき事項

- 1) 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる
 - ア 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去14日以内に県境をまたいでの移動をした場合
- 2) マスクを持参すること（スポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- 3) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 4) 他の利用者との距離（できるだけ2m）を確保すること
- 5) 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 6) 施設利用前後のミーティングや懇親会においても、三つの密を避けること

3 利用者が運動スポーツを行う際の留意点

- 1) 十分な距離の確保
 - ア 利用者相互が接触するような行為は避けること（練習方法の工夫）
 - イ 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め周囲の人となるべく距離を開けること
 - ウ 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるためより一層距離を空けること
- 2) 位置取り
 - 走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並行する、あるいは斜め後方に位置取りすること
- 3) 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと
- 4) タオルの共用はしないこと
- 5) スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、次の点に配慮して適切に行うこと

- ア 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
- イ スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること
- ウ 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること

4 スポーツ用具の管理

スポーツ用具を複数の利用者が共有しないようにするため、利用者が所有するスポーツ用具を持参してください。やむを得ず学校等のスポーツ用具を使用する場合は、利用中にこまめな消毒を行い、利用後は消毒すること

5 観客の管理

- 1) 施設内に入場させる場合は、観客同士が密な状態とならないよう観客者の人数を減らす。
- 2) 大声での声援は送らない
- 3) 会話は控えること（会話する場合はマスク着用の事）

6 施設内の環境

- 1) 換気
左右・前後の窓を開け、換気を十分行うこと
- 2) 施設の維持管理
モップ等でしっかりと汗を拭きとること
アルコールによる床の清掃は行わないこと
手の触れた場所は消毒をすること

7 その他

- 1) 施設利用時に出たごみは、持ち帰ること
- 2) 利用者の管理をするため「利用者名簿」を作成し、使用日の翌日までに（教育委員会閉庁日の場合は直近の開庁日）教育委員会へ提出してください。

(利用者名簿)

施設名 _____

団体名 _____

代表者氏名 _____

利用日 令和 年 月 日 () _____

利用時間 時 分 ~ 時 分 _____

活動内容 _____

番号	氏名	住所	電話番号	体温(℃)	その他
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					